

平成28年5月13日

千葉県企業初

厚生労働大臣より女性活躍推進法認定マーク『えるぼし』を取得！

～ 最も高い評価である「3段階目」の認定を受けました ～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成28年4月27日付で厚生労働大臣より女性活躍推進法第9条に基づく「基準適合一般事業主」の認定を受け、認定マーク（愛称：えるぼし）を取得しましたのでお知らせいたします。

この認定制度は、女性活躍推進法に基づく一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができるということです。当行は、同法が定める5つの評価項目全ての基準を満たしていることから、最も高い評価である「3段階目」の認定を取得しました。

当行は引き続き、女性がより活躍できる環境の整備に努めてまいります。



<認定制度について>

- 女性活躍推進法に基づき定められた5つの認定基準の達成状況により、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- 評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が3段階あります。

〔評価項目：採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様な働き方〕

- ～ 1段階目～ 1又は2項目
 - ～ 2段階目～ 3又は4項目
 - ～ 3段階目～ 全項目
- ※当行は3段階目を取得

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



<参考>これまでの女性活躍推進策にかかる受賞等について

内 容	受賞年度	主催団体
均等推進企業表彰 『千葉労働局長賞』	平成14（2002）年度	厚生労働省千葉労働局
均等推進企業表彰 『厚生労働大臣優良賞』	平成16（2004）年度	厚生労働省
次世代育成支援対策推進法第13条認定 『千葉労働局長認定（くるみん認定）』1回目	平成19（2007）年度	厚生労働省千葉労働局
次世代育成支援対策推進法第13条認定 『千葉労働局長認定（くるみん認定）』2回目	平成24（2012）年度	厚生労働省千葉労働局
次世代育成支援対策推進法第13条認定 『千葉労働局長認定（くるみん認定）』3回目	平成27（2015）年度	厚生労働省千葉労働局

以上